

消費者団体等 ネットワーク化について

島根県環境生活総務課
消費とくらしの安全室

消費者団体の役割

	消費者の権利	消費者団体の役割
①	消費生活における基本的な需要が満たされる権利	i 買い占め等円滑な供給を妨げる事業者への働きかけ
		ii 適正な供給確保のための行政への働きかけ
		iii 共同購入等のしくみの活用・改善
②	健全な生活環境が確保される権利	i 環境破壊企業への働きかけ
		ii 環境保全・回復に向けた行政への働きかけ
		iii 環境配慮型行動の推進
③	消費者の安全が確保される権利	i 危険商品(リコール製品等)の生活環境・市場からの排除
		ii 商品テスト・事故調査の実施や行政・企業への実施・改善要望
		iii 危害情報の収集と周知
④	自主的・合理的な選択の機会が確保される権利	i 広告・計量等の適正チェック
		ii 消費者トラブル情報の収集
		iii 消費者啓発・消費者教育の推進
		iv 市場独占についての市場調査
		v 問題企業への是正要望
		vi 地域連携の推進(見守りネットワークの構築等)
		vii 差止め請求(適格消費者団体を中心)

国民生活センター『国民生活』2016年6月号28頁
 拝師徳彦「消費者団体の役割と活動」より 1

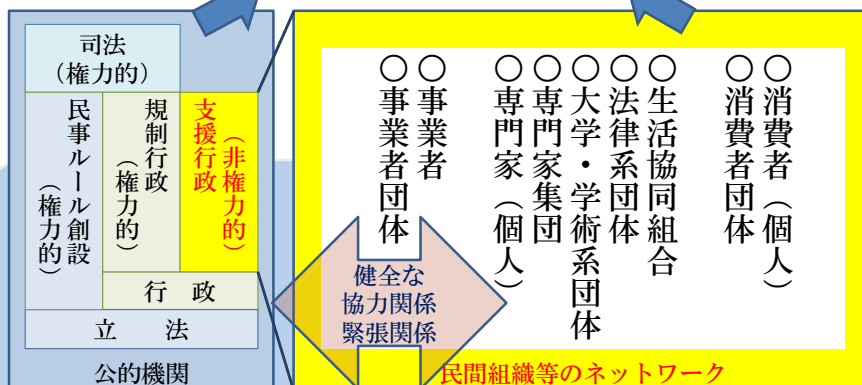
消費者団体の役割

	消費者の権利	消費者団体の役割
⑤	必要な情報が提供される権利	i 消費者関連情報の収集・整理
		ii 消費者ニーズに合った情報発信方法の活用
		iii 地域連携の推進(見守りネットワークの構築等)
⑥	教育の機会が提供される権利	i 消費者教育の実践
		ii 消費者教育の担い手育成
		iii 地域連携の推進(見守りネットワークの構築等)
⑦	消費者の意見が消費生活に反映される権利	i 各分野における専門性の向上
		ii 審議会等への人材供給
		iii 行政・立法等への働きかけ
		iv 消費者意見の収集・集約
		v 消費者の組織化
⑧	被害が適切・迅速に救済される権利	i 消費者トラブル情報の収集
		ii 紛争解決機関・専門家への橋渡し
		iii 地域連携の推進(見守りネットワークの構築等)
		iv 訴訟を通じた権利回復(特定適格消費者団体を中心に)

国民生活センター『国民生活』2016年6月号28頁
 拝師徳彦「消費者団体の役割と活動」より 2

行政と消費者団体の連携による 消費者問題解決力の向上

消費者問題＝公共課題



全体連携による最適化・相乗効果

3



検討経緯

平成25年3月 島根大学「消費者団体活動の充実に関する調査研究報告書」

【傾向】 高齢化、後継者不足、活動のパターン化

【提言】 ネットワーク化、
消費者団体を広義に捉える

平成28年3月 第4期島根県消費者基本計画に「消費者団体ネットワーク化の推進」を掲げる

平成29年度 山陰経済経営研究所「消費者団体ネットワーク化調査検討事業」

【調査】 消費者団体、専門家団体、他県等

消費者団体等ネットワーク化調査検討業務報告書の概要

(1) 市町消費者問題研究協議会等の状況 (10-22p)

- ①**構 成 員**＝婦人会を中心に老人クラブ等の団体で構成される場合が多い。
- ②**事 務 局**＝市町役場が担う場合が多い
- ③**活動内容**＝悪質商法等被害防止は全消問研に共通。消問研により他の消費者活動を行う場合も。
- ④**活動資金**＝行政からの補助金や委託事業に依る場合が多い。
- ⑤**連携に対する考え**＝多くの消問研は、他団体との連携の必要性を感じながら、新たな負担を懸念している。

6

消費者団体等ネットワーク化調査検討業務報告書の概要

(2) 他の消費者団体・組織等の状況 (23-33p)

- ①多くの組織が個別に活動しており、連携は盛んではない。
- ②**専門資格有資格者**が県内に点在しており、消費者教育活性化に重要な役割を果たすことが期待される。
- ③**法律系専門家や大学教員**は、その知見を地域に還元したいと考えている。
- ④各団体等は、ネットワーク化や連携に期待をもっている。
- ⑤いくつかの団体等は、**適格消費者団体**の設立を前向きに考えている。

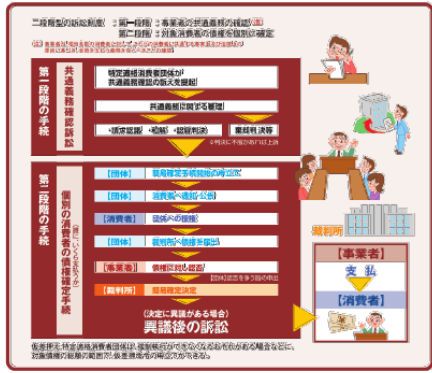
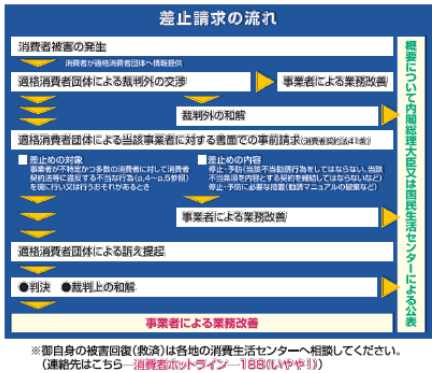
7

消費者団体訴訟制度

消費者団体訴訟制度とは



- 【適格消費者団体】とは**---以下の条件を満たしたうえで、内閣府長官によって認定された消費者団体
- 目的が消費者団体の利益に在りたることを旨とする
 - 定款が非営利目的を主たる目的とするものであることを定めること
 - 不明定多数の消費者の利益の保護を主たる目的として、相当期間にわたり継続して運営を行っていること
 - 活動の透明性及び財務的健全性を確保していること
 - 消費者生活及び法律の専門家と提携していること
 - 継続的運営を有すること など
- 【特定適格消費者団体】とは**---以下の条件を満たしたうえで、内閣府長官によって認定された適格消費者団体
- 特定適格消費者団体に認定されたもののみなす
 - 差止請求請求義務を相当期間にわたり継続して履行していること
 - 継続的運営や経済的健全性を確保していること
 - 専事に弁護士を擁していること など
- * 認定の申請は適格消費者団体のホームページを通じて行うことが可能




消費者団体等ネットワーク化調査検討業務報告書の概要

- (3) ネットワークの必要性 (60p)
 - 地域の消費者活動の衰退を防ぐ
 - 地域の消費者問題解決力を向上させる
 - ネットワーク化が必要
- (4) ネットワークに必要な機能 (60p)
 - 繋げる＝各団体をつなぐ機能
 - 補 う＝各団体の活動資源・活動内容の強みを伸ばし弱みを補う機能
 - 広げる＝活動を充実・高度化させ県内に広げる機能

消費者団体等ネットワーク化調査検討業務報告書の概要

(5) 島根県における可能性 (61-65p)

- ①活動内容＝団体間の交流、事業者・行政・社会へのアプローチ
- ②構成メンバー＝消問研や他の消費者団体に加え、専門家、業界団体、報道機関など多様な組織・個人に参加を促すことが有効。将来は法人化も。
- ③事務局体制＝中心的な役割を担う既存団体に他の団体・個人が助力する形態が現実的。
- ④活動資金＝会費徴収＋行政の補助・委託＋収益事業

 中長期的には適格消費者団体化の可能性

10

島根県の取り組み


報告書を受け、消費者団体等にネットワーク化を働きかける。

○平成30年度

6月……関係者間の調整開始

8月……県内各地（4カ所程度）で
消費者団体向け報告書説明会開催

秋頃……準備組織の設立

 近い将来の
全県ネットワーク組織の設立

11